

令和5年9月29日（金）

於・特許庁庁舎9階庁議室＋WEB会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第23回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 議事運営について	1
3. 配布資料確認	2
4. 令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の 新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂について	3
5. 現行意匠法における画像意匠として保護可能な範囲の明確化について	8
6. 閉 会	24

開 会

○神谷意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第23回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。事務局を務めております特許庁意匠課意匠審査基準室の神谷でございます。

令和5年度2回目の意匠審査基準ワーキンググループとなりますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

本日は、ワーキンググループの全委員に出席いただいております。

それでは、以降の議事進行を黒田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

議事運営について

○黒田座長 ありがとうございます。それでは、議題に入る前に、事務局から議事運営の説明と配布資料の確認をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 本日は、小山委員がTeamsでオンライン参加されております。この会議室の皆様とTeamsで参加されている委員の方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。御発言の際は、この会議室に御参加の方につきましては、黒田座長から指名されましたら、まず、マイクのボタンを押していただき、御自分のお名前をおっしゃっていただいた後、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただくようお願いいたします。また、できるだけマイクに顔を近づけて御発言いただくようお願いいたします。

Teamsで参加されている小山委員におかれましては、御発言希望の旨をTeamsの「手を挙げる」ボタンを押していただくか、あるいはチャット欄に御記入いただきまして、黒田座長から発言を促された後に御発言いただければと思います。御発言の際には、マイクのアイコンをオンにしていただき、御自分のお名前を、会議室に御参加されている委員の方と同様、おっしゃっていただいた後、発言が終わりましたら、Teamsのマイクのアイコンを再度押してオフにしていただくようお願いいたします。一部音声聞き取りにくい場合や、

音ずれ等により発言を再度お聞きする場合がありますが、あらかじめ御了承いただくようお願い申し上げます。

また、こちらの会議室の音声聞こえないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

配布資料確認

○神谷意匠審査基準室長 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくこととしております。

カバーを開くと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。

左上から、本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。操作でお困りになった場合には、手を挙げていただいて合図をしていただければ係の者が対応しますので、よろしくお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。

01議事次第・配布資料一覧、02委員名簿、03資料1 第22回意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点（案）、04資料2 改訂意匠審査基準（案）第Ⅲ部第3章新規性喪失の例外、05資料3 画像意匠として保護可能な範囲の明確化について（案）、06資料4 改訂意匠審査基準（案）第Ⅳ部第1章画像を含む意匠、07参考資料1 【官民連携会議】メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理、08参考資料2 意匠審査基準一部抜粋資料（第Ⅲ部第3章）、09参考資料3 意匠審査基準一部抜粋資料（第Ⅳ部第1章）。

以上、計9つの資料でございます。よろしいでしょうか。

それからもう一点、本会議は原則として公開いたします。配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じまして会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は座長に御一任するものといたします。

○黒田座長 ただいまの事務局からの説明について、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂について

○黒田座長 それでは、まず議事次第2「令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂について」でございます。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○神谷意匠審査基準室長 前回ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点の説明となる資料1を説明させていただいた後、質疑応答、討議を予定しています。

なお、資料1の中で意匠審査基準本文の説明もしておりますので、意匠審査基準改訂案である資料2の説明は割愛させていただきます。各自必要に応じて御参照ください。

それでは、お手元の資料1をお開きください。

資料1「第22回意匠審査基準ワーキンググループで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点（案）」でございます。

まず1ページ目です。前回8月30日開催の第22回意匠審査基準ワーキンググループにおいて、令和5年不正競争防止法の一部を改正する法律による意匠法改正に即した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂について検討を行いました。その際、御検討いただいた内容を踏まえ、継続審議である今回の意匠審査基準ワーキンググループにおきまして、以下の表に示すような幾つかの基準案修正について引き続き御検討いただきたいと存じます。

まず1つ、意匠審査基準案第3章新規性喪失の例外におきまして、まず、項番4.3.3「証明する書面」に記載された公開意匠の認定について、自転車の全体意匠が公開されたことの証明をもって、そこに表れている部品や部分も証明されていると扱う件につきまして、その説明文について語句を補うような修正を行いました。

次に、4.4「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」につきまして、非類似の場合は第4条第2項の適用を行わないということを文章のみの説明としていた箇所に、前回ワーキンググループで御提案いただいたような図例を加えました。

続きまして、4.5「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠につ

いての意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の項目ですが、前回ワーキンググループで御質問いただいた点などを踏まえて、公開意匠同士の判断の対象について、「例えば」という事例だけではなく、判断の一般則的な文章を追加することとし、かつ、前回のワーキンググループで説明に用いた事例のうち3つ目の事例も意匠審査基準本文に入れることといたしました。

最後に5.1、留意事項の箇所で、意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願との間に、第三者によって「証明する書面」に記載された意匠と同一又は類似の意匠が公開された場合の取扱いにおいて、前回のワーキンググループで御提案いただいたようなSNSでの公開事例を新たに追加いたしました。

では、2ページ目以降でそれぞれ説明して参ります。

4.3.3「証明する書面」に記載された公開意匠の認定において、「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の中で証明されているものが、より明確となるように語句を補足します。

前回は、「証明する書面」に記載された公開意匠の認定として、前半に「『証明する書面』に記載された公開意匠に係る物品等の中で分離して識別可能な部品等があり、当該部品等が公開意匠である場合は、それらについても証明されているものとして扱い」というように、パーツに関する取扱いを記載しまして、後半に物品等の部分に関する取扱いを「証明する書面」に記載された公開意匠に係る各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして取り扱うと記載していました。

この前半の記載は、パーツが全体意匠に取り付けられるなどして見える形で公開されれば、その全体意匠の公開をもって新規性を失っていますが、証明書に全体意匠を証明していれば、そのパーツについても証明できていると取り扱うということで、また、物品等の部分についても、パーツと同じように全体意匠の公開で新規性を失っていますが、全体意匠の証明で証明できていると取り扱うという趣旨の記載となっております。

前回のワーキンググループにおいては、この「分離して識別可能な部品等」という記載に関して、物品の部分が含まれるのか否か明確でないという御指摘がございました。そこで、この部品「等」というのはあくまでもとが何らかのパーツだった場合を意味しており、例えば縫いつけられた部品ですとか溶接された部品など、その後、物理的に分離できなくなったものでも構いませんし、部品とは言えないようなカバーなどの付属品が取り付けら

れていた場合でもよいというようなことを意図した「等」の記載でございまして、物品の部分の話はこの後半に別でございまして、前半、後半それぞれの記載の意図が明確になるように、この文章の前半部分に「部分」という文言を使わないように、「箇所」に置き換え、下の枠囲みのような記載といたしました。

修正後のものを読み上げますと、『証明する書面』に記載された公開意匠に係る物品等の中で分離して識別可能な部品・付属品等があり、当該部品・付属品等が公開意匠である場合は、それらについても証明されているものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた箇所のみを公知意匠として扱う）、『証明する書面』に記載された公開意匠に係る物品等の各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして扱う。」となります。

続きまして、次に3ページです。4.4「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」の項目において、以下のように、前回資料2の本項目の説明で用いたような「証明する書面」に記載された公開意匠と非類似の公開意匠を説明する図があった方が、文章だけよりも分かりやすいという御意見をいただきましたので、こちらの説明に用いた図を追加いたします。

【事例1】は形態非類似の自転車の公開意匠の例、【事例2】は物品非類似のアイスクリームと消しゴムの公開意匠の例となっております。

続きまして4ページです。項番4.5「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断です。

前回のワーキンググループの改訂案では、この見出し、タイトルの末尾を「判断の例」として事例のみ挙げて説明する項目としていましたが、ここを例だけではなくて、本文として「証明する書面」に記載された公開意匠における意匠登録出願の意匠との対比、判断の対象となる部位に基づき判断していく旨の記載を追加して、そして全体の記載を整えました。

追加した文章に関しては、現行の意匠審査基準の第1部第2章に審査官が行う意匠審査の手順について記載しておりまして、その中の3.1という項目で審査官が先行意匠調査を行い、新規性、創作非容易性等の登録要件の判断、検討を行う際に、検討対象となるような先行意匠が発見された際に、その発見された先行意匠が新規性喪失の例外適用を受けようとする公開意匠かどうかを、申請のあった内容を確認して、第4条第2項の適用の要件を満たしているかどうか判断するという記載がございまして、そのような実際の審査、運

用の手順をベースとして新たに記載したものです。

実際に事例を御覧いただきながら説明した方が分かりやすいかと存じますので、次の5ページのスライドに修正後の記載と事例を掲載しています。

5ページ、4.5の先頭に追記された赤字の文章のところでは、「『証明する書面』に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用の判断は、『証明する書面』に記載された公開意匠における、意匠登録出願の意匠の対比の対象となる部位に基づき行う。」というものです。

そして、「例えば」として、出願の意匠が部品や部分の意匠であった場合の事例についておられます。

【事例1】は出願の意匠が部品や物品の部分に係る意匠であった場合で、この場合は、審査においては、この部品に関する部位が先行意匠としての対比の対象となって参りますので、証明書に記載された公開意匠が物品全体であっても、そこに表れた部品に関する部位に基づき、それ以降の公開意匠についての第4条第2項の適用を判断しましょうということです。

また、隣の【事例2】も同様で、部品や部分に係る出願の意匠があつて、先行意匠調査を行った際にピックアップされてきた先行意匠があつたときに、その出願に第4条第2項の適用申請があつて、先行意匠が意匠登録を受けようとする者の自己の行為に基づく公開意匠であつたならば、その証明書に記載された公開意匠の一部と同一又は類似の箇所については、第4条第2項の適用を認めるということでした。

この判断の事例につきまして、次の6ページに示しますように、前回ワーキンググループにおいて説明に用いた【事例3】についても、これは意匠法第4条第2項の適用が認められないような例として入れた方がよいのではという御意見を頂戴いたしましたので、意匠審査基準本文にこの図の方も追加することといたしました。

この【事例3】は出願が全体意匠の場合で、例えば「証明する書面」にティザー広告のような部分的公開が証明されていたのみとすると、それだけではその後の物品全体の公開意匠には意匠法第4条第2項の適用ができないということになる事例でございます。

もちろん、「証明する書面」には複数の公開の事実を記載していただいて構いませんので、このような場合は、全体意匠が初めて公開された製品発表会の公開意匠も併せて証明しておけばよいということになります。

前回、ユーザー向けの注意喚起的な意味合いで作成したスライドであるために、ちょっ

とこの下の黄色い枠囲みのキャプションの文章がユーザー向けの表現となっておりますので、意匠審査基準本文に追加するに当たっては微修正を行いたいと考えております。例えば「証明書に記載された公開意匠Aで開示されていない箇所や、形状等が特定できない箇所については、意匠法第4条第2項の規定の適用を認めない」といったような審査官向けの表現としたいと考えております。

最後に7ページ目のスライドとなります。5.1意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に、第三者によって「証明する書面」に記載された意匠と同一又は類似の意匠が公開された場合の取扱いにおきまして、ただし書きの第三者の公開が該当するに至った意匠の公開に基づくことが明らかなきときとして、(注)に掲げられている例に新たに例3を加えたほか、さらに、前回ワーキンググループで御提案いただいた内容を基に、今回、例4を追加するという事を御提案しております。

例4：意匠登録を受ける権利を有する者がウェブサイトに商品を掲載したことによって公開された意匠と、それを閲覧した第三者がSNS上に掲載し公開された意匠となります。

以上が改訂意匠審査基準案の前回からの変更点の御説明となります。よろしくお願いたします。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見・御質問がございましたら願いたします。

平林委員、お願いします。

○平林委員 平林でございます。御説明ありがとうございました。

前回のワーキンググループで述べさせていただきました意見について反映くださり、ありがとうございます。非常に明確な基準になったという心証でございます。

その上で2点お願い事でございますが、2ページのところで、付属品等というところの追記、こちらの趣旨も理解しましたし、こちら、明確になっているのかなと思います。一方、より画像というものが想起しにくくなっている点もありますので、こちらはぜひガイドブック等で事例として入れていただきたいと考えております。

また、いち早くこの運用をしていただくことで、幾つか保護できるデザインというものも増えますので、ぜひとも早期に運用いただくようお願いいたします。

以上でございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

○神谷意匠審査基準室長 平林先生、ありがとうございました。先ほどおっしゃられたような2ページ目のスライドに関して、画像意匠がちょっとイメージされづらくなっているのではないかということで、こちらにつきましては、事例としてユーザー向けのQ&A集においては、画像に関しても絵をつけて御説明するようなものをぜひ検討したいと考えております。

○黒田座長 ありがとうございました。

御意見ございましたけれども、方向性への変更ではございませんでしたので、新規性喪失の例外規定、手続の緩和に係る意匠審査基準案につきましては、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料1及び資料2において整理した方向性で取りまとめることといたします。

現行意匠法における画像意匠として保護可能な範囲の明確化について

○黒田座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議事次第3、現行意匠法における画像意匠として保護可能な範囲の明確化についてでございます。

では、事務局から説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 説明用の資料3を御説明した後に、質疑応答・討議を予定しております。

なお、資料3の中で意匠審査基準本文の御説明もしておりますので、意匠審査基準改訂案である資料4としての説明は割愛させていただきます。各自必要に応じて御参照くださいませ。

それでは、お手元の資料3をお開きください。資料3「画像意匠として保護可能な範囲の明確化について（案）」でございます。

次の1ページ目が目次となっております。まず、「検討の背景」をお示しした上で、現行法下で保護の対象となる画像と画像意匠として保護可能な範囲の明確化の具体的な内容について御説明していきます。その後、これらを踏まえて意匠審査基準の改訂の方向性と、今後実施するユーザーに向けた周知の方向性について事務局案を御説明して参ります。

では、1.「検討の背景」について御説明して参ります。では3ページ、「画像意匠として意匠法で保護可能な範囲の明確化と周知の必要性」についてです。

まず、画像意匠として意匠法で保護可能な範囲の明確化に関する検討の背景について御

説明いたします。令和元年意匠法改正により物品から離れた画像自体にまで保護対象が拡充されましたが、それと前後して急速に発展したメタバース等の仮想空間において用いられる画像の中には、VR装着者の視覚的な認識の上では360度立体的に知覚され、物品そのもののようにつえられる画像や、あたかも自分がその空間内にいるかのような没入感を得られる画像など、従来の一般的な画像とは異なる性質を備えたものが多く見られるようになってきています。

こうした状況を踏まえて、「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」において、その法的保護のあり方について検討がなされており、2023年5月に、参考資料1にお示ししているような「メタバース上のコンテンツ等をめぐる法的課題に関する論点整理」という報告書が出され、そこにおいて、著作権法、意匠法、不正競争防止法による保護の及ぶ範囲やその限界等に関する基本的な考え方が整理されており、そして、ガイドライン等を通じて権利者やメタバースユーザーに向け必要な周知を行っていくという方向性が示されました。

そこで、この方向性に従い、当ワーキンググループでは、現行意匠法による仮想空間内のデザインの保護について必要な周知を今後行っていくに当たり、仮想空間において用いられる画像の存在を踏まえて、現行の意匠法や意匠審査基準から導き出せることをまとめました。

今回の意匠審査基準ワーキンググループでは、その内容と今後の周知の方向性について御審議いただきたいと考えております。

では次に4ページをお願いします。仮想空間内のデザインは、ユーザーの五感を刺激することで人工環境やサイバースペースを現実のように知覚させるVR(バーチャルリアリティ)技術によるものであって、仮想空間内の仮想的なオブジェクトはあくまで無体物であるため、現行法では、有体物である物品及び建築物として意匠登録を受けることはできません。

しかし、画像の意匠としては意匠登録を受けられる可能性がございます。意匠法は、令和元年法改正当時から、VR(バーチャルリアリティ)技術による仮想空間内のデザインについても、一定の要件を満たせば保護対象になり得るものと考えており、このスライドにも一部引用しております「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」にも、仮想三次元、仮想現実、いわゆるVRの画像という項目を設けて、仮想空間内のデザインに関する出願方法について御案内して参りました。

したがって、先ほど申し上げたようなVR装着者の視覚的な認識の上では360度立体的に知覚され、物品そのもののように捉えられる画像や、あたかも自分がその空間内にいるかのような没入感を得られる画像などについても、審査においては一般的な画像と同様に判断されていきます。

条文の解釈及びその運用は、画像が立体的かどうかによって違いが生じるものではございません。

次に5ページ目のスライドになります。「意匠法による画像デザイン保護の拡充の流れ」を御説明して参ります。現在に至るまで、意匠法による画像デザインの保護は、平成10年改正、平成18年改正、令和元年改正によって拡充がなされて参りました。

まず、平成10年改正では部分意匠が保護対象となり、物品の表示部に表示された画像デザインの部分の保護が可能となりました。ただし、当時の保護対象は、液晶の時刻表示のように、それがなければ物品自体が成り立たない画像デザイン、いわゆる表示画像等に限定されていました。

その後、意匠審査基準改訂を経て少しずつ対象拡充しつつも、基本的にはその物品に表示されている画像の保護のみとなっております。

次に、平成18年改正では、物品の表示部に表示される場合だけでなく、テレビモニターに表示される磁気ディスクレコーダーの操作画像等のように、物品の操作の用に供される画像であって、「これと一体として用いられる物品に表示される画像」についても、当該物品の部分として保護対象となりました。

別物品に表示される場合も画像の保護ができるようになりましたが、依然として物品の表示部に表されている必要がありました。

直近の令和元年改正では、新たに画像を意匠と認め、物品に表示されない投影画像やウェブ上の画像のように、物品から離れた画像それ自体も保護の対象となりました。そして、これに伴い、物品の部分の箇所にこれと一体として用いられる物品に表示される画像を含む旨の規定が削除されております。

このように物品の縛りがなく、保護できるようになりました。しかし、意匠法の保護対象としての画像には引き続き限定がございますので、以下の6ページ目以降のスライドで説明します。

2. 「令和元年意匠法下で保護の対象となる画像」です。

7ページ目、「令和元年意匠法下で保護の対象となる画像」。令和元年意匠法下で保護の

対象となる画像は、意匠法第2条第1項の規定のとおり、機器の操作の用に供されるものと機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られています。

このように保護対象を限定したのは、青囲みの枠の1点目にお示しするとおり、画像を意匠の定義に追加し、画像について意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠とすることは適切ではなく、当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って権利の客体とすることが適切であり、具体的には、関連機器の操作性や視認性を高めるべく、多額の投資を行った上で開発されるGUI等の操作画像や表示画像についてはこれらを保護することが必要であるという立法趣旨からでございます。

また、青囲みの枠内の2点目でございますが、この趣旨を踏まえて画像が関連する機器等の機能に関係のない画像、例えば映画やゲーム等のコンテンツの画像やデスクトップの壁紙等の装飾画像については、機器等の付加価値を直接高めるものではなく、保護の必要性が低いと考えられることから、意匠権の保護対象とはならないという整理がなされております。

続きまして8ページ目。このように、意匠法の保護対象である画像とは機器の操作の用に供される操作画像と機器がその機能を発揮した結果として表示される表示画像に限られております。

また、この操作画像と表示画像について、逐条解説では、操作画像に係る機器の「操作」とは、一定の作用効果や結果を得るために物品の内部機構等に指示を入力することであり、表示画像については機能を発揮した結果として表示される画像、すなわち、表示画像ですが、こちらは「入力操作等の結果、機器自体の機能を発揮した状態として出力される画像をいう」と字句の解釈が示されております。

では9ページです。これらの条文、趣旨、字句解釈などを踏まえて意匠審査基準では、第IV部第1章3.において、画像意匠について以下のように記載しております。

『画像意匠』とは、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいう。」として立法趣旨を述べた上で、「審査官は、操作画像又は表示画像の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する」としています。

さらに続きまして10ページ目です。意匠審査基準では、この操作画像と表示画像の解釈について示しております。第IV部第1章6.です。ここでは、「操作画像」については、

「対象の機器が機能に従って働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるもの」。「表示画像」については「何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むもの」と記載されております。

そして、図例として、商品購入用画像、アイコン用画像が操作画像の例が示されており、表示画像としては、医療用測定結果表示画像と時刻表示画像が示されております。

では続きまして11ページ、3.「画像意匠として保護可能な範囲の明確化」についてです。

12ページ目です。以上を踏まえまして、意匠法による画像意匠の保護は、画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を対象としていることですから、仮想空間において用いられる画像であっても、意匠法第2条第1項の条文にのっとり、機器の操作の用に供される画像（「操作画像」）又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（「表示画像」）の少なくともいずれか一方に該当すれば、意匠法の保護の対象となり得ると整理できるものと考えられます。

13ページ目です。令和元年意匠法の立法趣旨や逐条解説の記載に照らしますと、意匠法第2条第1項に規定された「機器」についてですが、例えば仮想空間内に表された電化製品の3Dオブジェクト等のような仮想的なものは、物品とは異なり内部機構を備えていないため、操作、すなわち、内部機構に指示を入力することはできませんので、仮想空間内に表された仮想的な機器の操作の用に供する画像というのは成立しません。そして、仮想的な機器が物品の形状をかたどっていたとしても、当該物品が備えているような特定の機能を備えているわけではありませんので、仮想的な機器の機能を発揮した結果として表示されるもの、すなわち、仮想的な機器自体の機能を発揮した状態として出力される画像というのは成立しません。

したがって、意匠法第2条第1項に規定された「機器」には仮想的なものは該当しないと解釈するのが妥当であり、この解釈を踏まえて「仮想空間内に表された仮想的な機器の操作の用に供する画像」や「仮想空間内に表された仮想的な機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」等として意匠登録を受けることはできないと整理できると考えております。

続きまして14ページ目でございます。また、単に画像を表示する機能のみによって表示

された画像は「表示画像」に含まれないと考えております。実際の、例えばヘッドマウントディスプレイなどの情報処理機器に仮想空間上に様々な3Dオブジェクトを表示できる機能があるとしても、そうした機能のみによって表示されたものを「表示画像」に含まないと考えます。

この解釈については、仮に意匠法第2条第1項にございますこの「機器の機能」に、画像を表示するための機能が含まれると解釈した場合には、コンテンツの画像や装飾画像を含む全ての画像が意匠法の保護対象となってしまう、意匠法第2条第1項において保護対象となる画像の種類を限定したこととの整合性を欠くこととなります。

続きまして、15ページの御説明に参ります。これらの整理を踏まえまして、意匠法第2条第1項の「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限る」ということについて、青囲みの中のように整理しております。①

「仮想空間内に表された仮想的な機器の操作の用に供する画像」や、「仮想空間内に表された仮想的な機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」としては意匠登録を受けることはできない。それから、②「単に画像を表示する機能のみによって表示された画像というのは『表示画像』に含まない」。

このように整理すると、仮想空間において用いられる画像が意匠法の保護を受けられるか否かというのは、今御覧いただいている15ページと16ページのスライドの図例のように模式化されていきます。

この15ページの例では、現実空間にヘッドマウントディスプレイを装着した女性がおおり、その女性がヘッドマウントディスプレイを通してエアコンと温度表示がある仮想空間を見ているという状況を表しています。その上で、仮想空間内の温度表示が意匠法の保護を受けることができる画像であるという場合の例を2つ示しています。

例1は、エアコンの設定温度表示画像である場合です。エアコンの設定温度表示画像は、機器であるエアコンがその機能の一つである温度調整機能を発揮した結果として表示される画像と認められるため、意匠法上の表示画像に該当します。したがって、意匠法の保護を受けることができます。

例2は、室温表示画像である場合です。室温表示画像は機器である温度測定機能を有するヘッドマウントディスプレイ等の情報処理機器が、その機能の一つである温度測定機能を発揮した結果として表示される画像と認められるため、先の例1と同様に、意匠法上の表示画像に該当します。したがって、意匠法の保護を受けることができます。

なお、この事例において仮想空間内に表されているエアコンは、単にエアコンをかたどった画像にすぎず、意匠法上の操作画像と表示画像のいずれにも該当しないため、意匠法の保護を受けることはできません。

続きまして、16ページの事例を御説明いたします。このスライドでは、先の15ページのスライドと同様の状況を表した上で、仮想空間内の温度表示が意匠法の保護を受けることができない場合の画像としての例を挙げます。

これは仮想的なエアコンの設定温度表示画像ということです。この仮想的なエアコンの設定温度表示画像を、青囲みの先ほど整理した①及び②に従って判断しますと、まず、①によって意匠法第2条第1項でいうところの機器というのはあくまで仮想的なものは該当しませんので、仮想空間内に表された仮想的な機器であるエアコンがその機能を発揮した結果として表示される画像として意匠登録を受けることはできません。

また、②のように、単に画像表示する機能のみによって表示された画像というのは意匠法上の表示画像と解釈しないため、ヘッドマウントディスプレイ等の情報処理機器がその画像表示機能を発揮した結果として表示される画像としても意匠登録を受けることはできません。

したがって、この事例に示した仮想的なエアコンの設定温度表示画像は意匠法の保護を受けることができない画像と判断されます。

では続きまして17ページ、4.「意匠審査基準の改訂の方向性」についてです。

18ページ、以上の整理を踏まえまして、仮想空間において用いられる画像の存在を前提としたときに、意匠法の保護の及ぶ範囲について誤解が生じないように、現行の意匠審査基準に以下の内容を明記してはどうかと考えております。

まず、意匠法第2条第1項でいう「機器」には、例えば電化製品の3Dオブジェクト等のような仮想的なものは該当しないということについて、意匠審査基準第IV部第1章の画像を含む意匠3.1の項目に示してはどうかということです。

それから、単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は、「表示画像」に該当しないということを現行意匠審査基準の第IV部第1章「画像を含む意匠」の6.1.1.1の項目にそれぞれ追記することによって、現行法における画像意匠としての保護可能な範囲の明確化ができるのではないかと考えております。

では、19ページ以降で改訂案の内容を御説明いたします。改訂案のうち、第IV部第1章3.1「画像意匠」です。こちら、スライドに示したとおり、赤字に記載した部分が今回御

検討いただきたい箇所となります。

続きまして20ページ、こちらも意匠審査基準の改訂案のうち、第IV部第1章6.1.1.1「意匠法上の画像意匠と認められるものであること」についてです。こちらもスライドにお示しするとおり、赤字で示した箇所が今回御検討いただきたい箇所となっております。

『表示画像』とは」という段落で「何らかの機器の機能と関わりのある表示を行う画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう」との記載の後に追加した、「ただし、単に画像を表示する機能のみによって表示された画像は『表示画像』に含まない」という記載です。

続きまして21ページ、5.「ユーザーに向けた周知の方向性」について御説明します。

意匠審査基準の改訂とともに、仮想空間上の画像デザインの事例を用いて、意匠法で保護可能か、否かについて説明するようなガイドブックを作成して、ユーザーに周知を行うということをしてはどうかと考えております。

このガイドブックでは、メタバースユーザーの意匠権取得に資するような画像意匠として、意匠法の保護の対象となり得る仮想空間上の画像の事例を説明し、また画像意匠の意匠登録出願を行う際の願書及び図面の記載に関する案内などを行うことを考えております。

続きまして23ページです。こちら、ガイドブックに掲載する事例のイメージでございます。幾つか御紹介します。

なお、これらの事例のうち保護可能な事例という説明は、かなり詳細に説明を記載しておりますが、あくまで意匠法上の画像に該当する根拠となるような記載を分かりやすく示すというために書き込んでいるというものでございまして、実際の出願でこれらの記載を全て行うことが必要という趣旨ではございませんので、その点は御了承いただければと存じます。

まず、この23ページのサンダルの事例ですが、向かって左側から順に、アイコン用画像、仮想空間用サンダル、サンダルの画像となっております。アイコン用画像というのは、意匠法の保護対象となる画像と認められる例です。仮想空間用サンダルとサンダルの画像は、意匠法の保護対象となる画像とは認められない例となっております。

それぞれの事例に対する判断のポイントとなる記載をオレンジ色でマーカーしております。これを見ますと、左のアイコン用画像の事例は、アプリケーションソフトを仮想空間上で起動するための画像であって、少なくとも操作画像に該当するものと判断されるため、意匠法の保護対象となると認められます。

他方、中央の仮想空間用サンダルは、あくまでサンダルとして出願されており、物品として意匠登録を受けようとするものなのか、画像として意匠登録を受けようとするものなのか曖昧であるということで、出願対象が明確でないため、意匠法の保護対象となる画像とは認められない事例となります。

また、右のサンダルの画像は、画像ではあるものの、画像の用途・機能に関する説明がなく、単にサンダルをかたどった画像と認められ、操作画像、または表示画像に該当しないため、意匠法の保護対象となる画像と認められない事例となっております。

続きまして24ページに移ります。次の事例は左の機器使用時間表示画像、こちらは意匠法の保護対象となる画像と認められる事例。右側の仮想空間用装飾は、意匠法の保護対象とは認められない事例です。

左側の事例は機器の使用時間を仮想空間上に表示する画像であって、機器の時間測定機能を発揮した結果として表示される画像として、少なくとも表示画像に該当するものと判断されるため、意匠法の保護対象となる画像と認められます。

他方、右の仮想空間用装飾は、単なる装飾として出願されており、出願対象が画像であることが明確ではないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められないものとなります。

続きまして25ページ。この事例では、図面に仮想空間内に表示される店舗の内装が表されています。この事例は「ブースを表した画像図1」に示されるような各ブースの画像に近接すると商品の案内画面に遷移することができるという画像であり、商品案内機能を有する機器等の操作の用に供する画像と認められることから、少なくとも操作画像に該当するものと判断されるため、意匠法の保護対象となる画像として認められます。

続きまして26ページ。他方、この26ページに示した事例は、同じく図面に仮想空間内に表示される店舗が表されていますけれども、意匠法の保護対象とは認められない例となります。左側の事例は、仮想空間用店舗の内装として出願されており、出願対象が画像であることが明確でないため、意匠法の保護対象とは認められません。

右の事例は、画像であることは分かるものの、画像の用途・機能に関する説明がなく、単に店舗の内装をかたどっただけの画像と認められるため、操作画像又は表示画像に該当しません。そのため、意匠法の保護対象の画像と認められない事例となります。

続きまして27ページの事例ですが、これは一見すると仮想空間上の3Dアバターの画像ですが、血圧測定結果通知用画像として、画像の用途・機能が特定されています。その上

で、3Dアバター画像を選択して、血圧計機能を有する機器等の操作を行うことによって、【変化後を示す画像図】のように、血圧の測定結果を通知するための吹き出し領域が出現するという記載から、操作画像に該当することが明らかとなり、続く、その内側に血圧計機能を有する機器等が血圧測定機能を発揮した結果として表示される画像として血圧の測定結果が表示されるという記載から、表示画像に該当するということも分かっております。そのため、この血圧測定結果通知用画像は意匠法の保護対象となる画像として認められると言えます。

続きまして28ページの事例ですが、こちらの方はいずれも意匠法の保護対象と認められない例となります。左の仮想空間用3Dアバターは、出願対象が画像であることが明確でないため、意匠法の保護対象となる画像に該当するものとは認められない事例です。

右の仮想空間用3Dアバター画像は、画像ではあるものの、画像の用途・機能に関する説明がなく、単にアバターをかたどった画像と認められるため、操作画像又は表示画像に該当しません。そのため、意匠法の保護対象となる画像に該当するとは認められない事例となります。

このような事例をガイドブックに掲載する事例として検討しております。

続きまして29ページでございます。本資料でお示ししたような意匠審査基準改訂の時期につきましては、新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂と併せて意見募集を行った上で、改訂・公表を行いたいという予定としております。

以上でございます。

○黒田座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明内容について御意見、御質問がございましたらお願いします。

平林委員、お願いします。

○平林委員 平林でございます。

御説明ありがとうございました。ユーザーとしまして、意匠法の保護可能な範囲というのは大変関心が高いところでございます。細かい内容となりますが、1点の確認と1点の要望について申し上げさせていただきます。

まず、12ページでございますが、仮想空間において用いられる画像であって、機器の操作の用に供される画像、機器がその機能を発揮した結果として表示される画像の少なくともいずれか一方に該当すれば意匠法の保護対象となり得ることが明確化されています。

一方、15ページでございますが、①仮想空間内に表された仮想的な機器の操作の用に供

する画像や、仮想空間内に表された仮想的な機器がその機能を発揮した結果として表示される画像として意匠登録を受けることができないことも明確化されています。

しかしながら、どちらも登録可否要件を満たすケース、仮想空間内に表された仮想的な機器とともに現実の機器の操作の用に供する画像というものに関しては、意匠登録できるのかという点が不明確ではないでしょうか。

つまり、15ページでございますが、仮想空間内に表された仮想的な機器の操作の用のみに供する画像であるのか否かという点を明確にするのがよいと考えております。意匠法第2条の定義に記載がありますとおり、画像（機器の操作の用に供されるもの）は保護対象で、保護されるものであることが前提でありまして、15ページの①というものは仮想空間内に表された仮想的な機器の操作の用のみに供される画像と考えますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。仮想空間内の保護範囲がかなり複雑であると思います。一般ユーザーには大変分かりにくい心証がどうしてもあります。これは見方を変えて端的に言いますと、仮想空間によって用いられる画像は現実空間の機器及び機能とのつながりを持った操作画像、表示画像のみが保護されるとの理解でよろしいでしょうか。

理解が正しいのでありましたら、その旨をガイドブックにおきまして、ユーザー視点で、ユーザーが分かりやすく説明をいただけるのがよいと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○神谷意匠審査基準室長 平林委員、御質問2点あるということでした。

1点目につきまして、15ページ目の事例などから御提案等いただいていると理解しております。こちら、機器に関して仮想的なものは含まれないということを御了解していただきました上で、仮想空間内に表された仮想的な機器のみの操作の用に供する画像や、仮想空間内に表された仮想的な機器のみがその機能を発揮した結果として表示される画像としては意匠登録を受けることができないというような御了解もいただいていると認識しております。

その上で、実際の現実の機器の方との関わりをきちんと持つことも同時にあり得る、そのような機能を持つ画像であった場合にはどうかということでございますね。

こちらは、平林先生の御理解のとおりでございます。少なくとも意匠審査基準上におきましては、出願の意匠が仮想的なものの操作の用に供する画像という説明があって、願書及び添付図面の記載からもそのようにしか解釈できないときには、意匠法上の保護対象

ではないということになります。しかし、このような説明がもし願書に記載されていたとしても、実際の出願においては、その願書及び図面等を総合的に判断しますので、それで、何か、実際の機器の操作の用に供される画像、あるいは機器がその機能を発揮した結果として表示される画像というふうに実質的に認定できるかどうかというところを総合的に判断して参ります。その場合、平林先生がおっしゃったような、どちらにも該当し得る画像があれば、それは保護対象ではないかということは、それはそのような理解で正しいかと存じます。

今後、ユーザー向けのガイドブックに関しては、ここの15ページのスライドの例もなかなか説明が難しいところではございますが、より分かりやすくなるように努めて参りたいと思います。

それから、2点目につきましては、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○平林委員 平林でございます。

先ほどの2点目、重複しているかもしれないのですが、端的に見方を変えて言いますと、現実空間の機器及び機能とのつながりを持った操作画像、表示画像は保護対象として認めるという理解でよろしいでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 こちらですね、現実空間とのつながりというよりは、あくまで現実の機器との関係があるかどうかというふうに御理解いただければと思います。その現実の機器の関わりの中で、その機器の操作の用に供される画像か、あるいは機器がその機能を発揮した結果として表示される画像かというところが明確になりましたら、それは意匠法の保護対象になるということでございます。

○平林委員 理解いたしました。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の小山委員、お願いいたします。

○小山委員 今日はオンラインで参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

今の平林委員の御質問とダブってしまいますが私もその点がよく分からなかったです。15コマのところの図面で、これは仮想上のエアコンは保護対象にならないで、画像として保護するのは外部の機能を備えた表示画像が保護されるという説明は理解できます。この15コマに書かれた仮想上のエアコンを含めたこの表示画像全体で、温度表示画像という形で意匠出願すれば登録は認められる可能性もあるという理解でよろしいのでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 こちらにつきましては、実際の出願においてはどのような記載

が出てくるかというところによりますので、一概には、ここでそれが保護対象となり得るという回答ができかねるものでございまして、どのような図面の表され方、それから、説明のあり方があるかによって総合的に判断して参ります。

○小山委員 そうしますと、27コマのアバターの次の画面で表示が出てくるような画像も同様な理解ということでよろしいでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 27ページの画像のこういったところになりますでしょうか。

○小山委員 アバターだけでは登録にならないでしょうけれども、表示が出た状態ですかね。27コマの画面をちょっと投影していただくと分かるかと思うのですが。

○神谷意匠審査基準室長 表示が出た状態。変化後を示す画像図についてですね。

○小山委員 アバター上の男の子の横に血圧計の表示が出るという状態ならば、このアバターのキャラクターも含めて仮想空間に表示された画像は保護されるということによろしいのでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 はい、その通りでございます。

○小山委員 分かりました。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。森委員、お願いします。

○森委員 森でございます。

まずは、詳細な分かりやすい御説明をありがとうございました。私からは2点御質問させていただきます。

今、小山先生からも御質問がありましたスライド27の事例につきまして、こちらの例では使用者自身の血圧の測定となっておりますが、もし、ここに示された3Dアバターのみ血圧の測定結果を通知する画像であった場合は、先ほどスライド15などで御説明いただいた①に該当し、保護対象ではないということになりますでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 森委員、御質問ありがとうございます。そうですね。こちらは、御理解のとおり、保護対象ではないと判断されるものと考えられます。アバターの血圧を測定するという説明があった場合に、そういったアバターの血圧を測定する機能を有する機器というものがちょっと想定されませんので、そうすると、意匠法の保護対象とはならないということとなります。

○森委員 承知しました。そうしますと、この場合の仮想的な機器というのは、今おっしゃられたアバターの血圧等を測定する機器というものが該当しますでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 そうですね。仮想的な機器というのはそういった理解となりま

す。

○森委員 かしこまりました。このスライド27のアバターの左側の画像ですけれども、このような単なるアバターだけの画像であったとしても、それが現実空間の機器の操作に係るような機能を持ったような画像であった場合は、別に右側の変化後の画像がなくても保護対象になる可能性があると考えてよろしいでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 そちらにつきましては、実際にどのような画像からこういった画像の用途・機能が出てくるかというところも踏まえて、審査において総合的に判断させていただくということになります。

○森委員 かしこまりました。ありがとうございます。

2点目は、今回の改訂全体についてですけれども、今回の改訂は、現行法での保護範囲を明確にするといった趣旨のものであり、これまで登録対象であったものが登録できなくなるものではないと理解して間違いございませんでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 こちらにつきましては、結局、今回の意匠審査基準で改訂を検討していただいた場所というのは、現実の物品と見まがうような没入感のあるメタバースの画像ですとか、ちょっとコンテンツ画像との区別がつきにくいような、機器を模した3Dオブジェクトの操作の用に供する画像とか、あるいはメタバースの立体的なオブジェクトが単に表示されている画像ですとか、そのような仮想空間上の画像に関しては意匠法の保護対象とはなりませんということユーザーに誤解がないようにするための明確化であって、おっしゃるとおり、決して現行の画像意匠の審査運用、考え方を変更するというものではございません。

○森委員 かしこまりました。ありがとうございます。以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。青木委員、お願いします。

○青木委員 青木でございます。

改訂の意図からするとこうなろうかなという形で整理されていると思うのですけれども、1点ちょっとお尋ねしたいこととしまして、画像の意匠に係る意匠登録出願にあつては、機器は記述しないでも、用途を書けばよろしいということになっていたかと思えます。そういう意味で、先ほどの委員の先生方の御質問にも関連しますけれども、15スライド目から16スライド目、エアコンの画像の例があったかと思えますが、こちら、例として挙がっているのは何の機器に使っているかが分かりやすいケースなわけですけれども、先ほどあったように、温度設定用画像や温度表示用画像といったような出願にあつては、一体何の

機器との関係の画像と判断されるかというところが、もちろんケース・バイ・ケースだとは思いますが、問題になり得ると思うのですね。

特に商品購入画像などを保護対象にしている以上は、サーバーなりモバイル機器なり、汎用的なデバイスの類というものも機器として想定されていると思うのですね。そういう状況下で、何を機器と想定するのかというところで、もし何か運用時にこういうお考えがおりというのであれば御教示いただきたいというところです。

○神谷意匠審査基準室長 青木委員、御意見、御質問ありがとうございます。

ご理解の通り、願書の説明等において機器を具体的に特定して記載する必要は必ずしもございません。現行意匠審査基準上、機器のどのような機能に基づくものかということを確認し、操作画像・表示画像と判断していくというような記載となっておりますので、それを踏まえたうえで、審査においては、出願意匠に関して、願書の記載のみならず画像図や使用状態参考図といった図面も含めて総合的に判断して、例えば汎用性のある電子計算機でも、その機器が備える特定の機能に関わるものであると認定できた暁には、意匠法の保護対象となる画像であるかが明らかとなり意匠登録可能になっていくということでございます。この点、従来通りの審査運用を行っていくということでございます。

○青木委員 了解しました。そうしますと、先ほど来おっしゃっていたように、従来のものを変えるわけではないということだったかと思いますが、かなり仮想空間特有のケースとして、ひとまず仮想上の機器を念頭に置いたような出願などが来たときにそれをはじくと、そのようなニュアンスでおつくりになったという理解でよろしいですかね。

○神谷意匠審査基準室長 そのような理解です。

○青木委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

それでは、現行意匠法における画像意匠として保護可能な範囲の明確化につきましては、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料3及び資料4において整理した方向性で取りまとめた案とさせていただきます。

事務局におかれましては、いただいた御意見を踏まえて修正をお願いします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

最後に、閉会に当たり、事務局から今後のことについて説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 今年度2回にわたるワーキンググループを通して御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。新規性喪失の例外規定の手續の緩和及び現行

意匠法における画像意匠として保護可能な範囲の明確化に係る改訂意匠審査基準案につきましては、こちら、準備が整い次第、意見募集について特許庁ホームページ上で公表していくという方向で今後の手続の方を進めて参ります。

○黒田座長 ありがとうございます。

先月開催のワーキンググループと併せて、新規性喪失の例外規定手続の緩和に対応した意匠審査基準の改訂の方向性と現行意匠法における画像意匠として保護可能な範囲の明確化を検討いたしました。今回のワーキンググループでどちらも取りまとめることができました。委員の皆様、御協力ありがとうございました。皆様のおかげをもちまして、無事検討を終えることができましたことを感謝申し上げます。

私からの挨拶とさせていただきます。

それでは、閉会に当たり、審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○野仲審査第一部長 審査第一部長・野仲でございます。

閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、本日も精力的な御審議をいただきましてありがとうございました。ただいま黒田座長に取りまとめていただきましたように、本日のワーキンググループをもちまして、意匠審査基準の改訂案の方向性については御了解いただいたと認識しております。

これによりまして、新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続を緩和する意匠法改正の施行に向けて次のステップへ歩を進めることができるようになりました。併せて、現行意匠法における画像意匠の審査基準につきましても、明確性の向上が図られることとなりました。メタバース上のデザインの保護への関心が非常に高まっている中で、時宜を得た、意義深い改訂の方向性であると認識しております。これも皆様の御協力のたまものと感謝を申し上げます。

特に今回は、改正法の施行時期が迫る中、2回という限られた審議機会でありましたけれども、黒田座長はじめ委員の皆様には、事前の御検討、御指摘も含めまして貴重なお時間を割いて、各御専門の御立場から多数の有益な意見を頂戴し、大変密度の高い御審議をいただきました。重ねて感謝を申し上げます。

今後は、お取りまとめいただいた成果をユーザーの皆様にごできるだけ早く還元できるよう、基準改訂のための手続に加えまして、Q&A集やガイドブック等での周知を鋭意進めて参ります。今後とも引き続きの御指導と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。あ

りがとうございました。

○久保田意匠課長 事務局から一点追加の提案をいたします。意匠課長の久保田です。

先ほど神谷意匠審査基準室長のほうからありましたように、この後、パブリックコメントの手続に入っていくこととなります。パブリックコメントの結果、仮に修正が生じた場合、修正内容が軽微であれば、そちらの修正については座長一任とさせていただきたいと思いますが、この点について御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。私からは以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第23回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。オンラインの皆様もどうもありがとうございました。

閉 会